

平成 27 年 12 月 24 日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 此下 竜矢
(コード 2388 東証 J A S D A Q 市場)
問合せ先 開示担当 小竹 康博
(TEL 03 - 6225 - 2207)

「内部統制システム構築の基本方針」の全面改訂に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の全面改訂について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

内部統制システム構築の基本方針

1. 当社および子会社の取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 役職員の職務執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を果たすため、コンプライアンス・ポリシー(企業行動基準、企業行動憲章等)を定め、それを全役職員に周知徹底させる。
(2) コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス担当部門が定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、実施する。
(3) 役職員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うことによりコンプライアンスに対する知識を高め、コンプライアンス意識を醸成する。
(4) 子会社の取締役・使用人に対し、コンプライアンスに関する研修を行うことにより、コンプライアンスに対する知識を高め、コンプライアンス意識を醸成する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
重要な意思決定および報告に関しては、文書の作成、保存および廃棄に関する文書管理規定を見直し再策定する。
3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) リスク管理担当役員を置き、リスク管理部門がリスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築および運用を行う。
(2) 各事業部門(子会社含む。)は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。それぞれの長は、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告する。
4. 当社および子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 年度事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役ごとに業績目標を明確化し、かつその業績の評価方法を明らかにする。

- (2) 事業部制等を採用し、業績への責任を明確にするとともに、資本効率の向上を図る。
 - (3) 意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については臨時取締役会を開催して意思決定を行う。
 - (4) 関係会社管理規定を定め、子会社の意思決定プロセスを明確にするとともに、重要な事項については当社へ報告のうえ、決裁を受けることとする。
5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
グループ会社に対して、定期的な経営状況の報告、重要決定事項についての事前協議、グループ会社を担当する役員および管理部門の責任者から子会社の業務執行の状況の報告を行う。
6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) グループ・コンプライアンス・ポリシーを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
 - (2) 担当部門を設置して、子会社管理規程を再検討し、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
 - (3) リスク管理部門は、グループ全体のリスクの評価および管理の体制を適切に構築し、運用する。
 - (4) 適正な業務遂行を確認するため、適宜、当社内部監査担当部門による監査を実施する。
7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査等委員会を補助すべき使用人として、必要な人員を配置する。
8. 前号の使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
補助すべき使用人の人事に関する事項については、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
9. 当社および子会社の取締役・使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (1) 取締役会の他、重要会議への監査等委員の出席、業務の状況を担当部門より監査等委員会へ定期的に報告する。
 - (2) 取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会に報告する。
 - (3) 事業部門を統括する取締役は、監査等委員会と協議のうえ、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。
 - (4) 子会社を担当する取締役は、監査等委員会と協議のうえ、定期的または不定期に、担当する子会社のリスク管理体制について報告するものとする。
10. 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう、その処遇については監査等委員会の同意を得るものとする。
11. 監査等委員会の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行につ

いて生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査等委員の職務に必要でないと思われられる場合を除き、会社がこれを負担する。

1 2. その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 役職員の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
- (2) 代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

1 3. リスク管理体制の整備状況

当社グループは、経営環境が大きく変化する中で、継続的に企業価値を最大化するために、当社グループを取り巻く様々なリスクに適切に対応することが重要であると認識しております。当社ではリスク管理委員会を設置し、事業運営に重大な影響を与える可能性のあるリスク事項の把握および対策の検討と実施促進を行ってまいります。

以 上